

『みなとオアシス下田 キッチンカーフェスタ』 キッチンカー出店者募集要項

下田市では、「みなとオアシス下田」の賑わい創出を図るために、実証実験としてキッチンカーを集めたイベント「みなとオアシス下田 キッチンカーフェスタ」を開催します。ぜひご参加ください。

*みなとオアシス下田…下田港、道の駅、まどが浜海遊公園、旧町内を含むエリア

1. 開催日時・場所

- ・ 日時：令和8年2月21日（土） 10:00～16:00
令和8年2月22日（日） 10:00～16:00
- ・ 会場：まどが浜海遊公園（静岡県下田市柿崎字間戸ケ浜7-9）

2. 出店対象

- ・ 市内外問わずキッチンカーで出店できる方

3. 出店料

無料

- ※基本（机・椅子・電気・給水・ガス）・共同設備はございません。
- ※調理用器具等については、出展者が持ち込みで準備してください
- ※開催地でのリースはございません
- ※ごみは各自で回収をお願いします。

4. 募集数

- ・ 約20台（応募多数の場合は先着順）

5. 申込方法

出店を希望する場合、以下の書類を持参、郵送、メールにてお申し込みください。

- (1) みなとオアシス下田キッチンカーフェスタ出店申込書（様式1）
- (2) 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式2）
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可（写し）
- (4) 食品衛生責任者証（写し）
- (5) 生産物賠償責任保険証（PL保険等）（写し）
- (6) キッチンカーの車検証（写し）
- (7) キッチンカーの写真（広報用）
- (8) 看板商品の写真（広報用）

※提出していただいた申請書を基に、書類選考を行います。

※申請書類の受付から、7日以内程度で審査結果をお伝えします。

※申込締切：令和8年2月6日（金）

6. 応募条件

以下の項目を全て満たすことを条件といたします。

- (1) 下田市での営業を許可する保健所発行の営業許可証を有していること。
- (2) 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有していること。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL 保険等）に加入していること。
- (4) 静岡県暴力団排除条例に定める項目に該当しないこと。

7. 出店条件・注意事項等

- ・法令が定める申請や、必要な資格者の配置は出店者の責任で実施してください。
- ・商品に関する全ての責任は出店者にあるものとします。
- ・調理に関しては、車内で完結してください。
- ・出店に関する事故、苦情等については出店者が責任の一切を負うものとします。
- ・出店者は、営業終了後に売上額や商品購入者数等の実績報告をしてください。

8. その他

- ・商品や備品の盗難や破損、または自然災害等による被害については、当協議会は一切の責任を負わないものとします。
- ・感染症の拡大や自然災害等により出店許可を取り消す場合において、当協議会は一切の費用負担を負わないものとします。
- ・出店者の責めに帰する理由により、会場の全部又は一部を滅し、又は損傷させたときは、速やかに当協議会へ報告をしてください。
- ・この要項に定めない事項に関しては、当協議会と出店者が協議を行い判断するものとします。

9. 問い合わせ

下田市みなとまちゾーン活性化協議会（事務局：下田市役所企画課）

〒415-0011

静岡県下田市河内 101-1

電話：0558-22-2212

メール：kikaku@city.shimoda.lg.jp（担当：佐々木）